



◆お知らせ

- ・入札参加資格
- ・無料法律相談会
- ・電話相談開設
- ・災害ボランティアファンド

お知らせ

平成19・20年度入札
参加資格審査申請書の
受付けについて

平成19・20年度に松前町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託、物品等の入札への参加資格を希望される業者の方の申請書の提出時期は、次の期間を予定しています。

受付期間が、前回より早くなっていますので、注意してください。

受付期間
11月1日(水)～

12月25日(月)
※ 郵送の場合は12月25日(月)必着

提出要領

詳細は、10月中旬ごろ松前町ホームページ、監理課窓口で公表する予定です。ご確認ください。

受付場所・問い合わせ

役場監理課入札検査・管財係
☎985-4157

無料法律相談会の
お知らせ

お知らせ

「法の日」週間(10月1日～10月7日)の行事の一環として、無料法律相談所が、愛媛弁護士会、松山地方裁判所の後援で、次のとおり開設されます。

相談者の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

日時
10月25日(水) 10時～16時

場所
松山地方裁判所構内

申込方法
往復はがきで、松山地方裁判所総務課庶務係までお申込みください。

締切
10月16日(月) 必着

申込み・問い合わせ
松山地方裁判所
総務課庶務係
〒790-8539
松山市一番町3丁目3-8

☎941-4151
(内線206)

高齢者・障害のある人の
人権問題に関する
12時間電話相談開設

相談内容

高齢者・障害のある人の扶養、介護、独居、社会参加など高齢者・障害のある人の人権問題に関するあらゆる相談(要予約・秘密厳守)

日時

10月11日(水) 9時～21時

電話番号

0120-025-5550
(フリーダイヤル)

※ 携帯電話からの相談も可能
相談担当者
人権擁護委員(弁護士資格を有する者含む)、法務局職員

問い合わせ
松山地方法務局人権擁護課
☎932-0888
(内線382)

災害ボランティアファンドのご案内

公益信託愛媛県災害ボランティアファンドとは、南海地震や台風による被害など、大規模な災害が発生した際に、ボランティアによる災害救助活動を速やかに支援するために設定された公益信託です。

このファンドは、県民全体で支える制度にするため、県の拠出や市町からの寄付はもとより、民間からも寄付を募ることとしています。

なお、皆さんから寄せられた寄付金は、運営委員会の助言などにより、災害時に設置される災害救援ボランティア支援本部を通じて、ボランティア活動に活用されることになっています。

※ このファンドが認定特定公益信託として認められた場合は、寄付者に対して、税制上の優遇措置があります。【認定申請予定】

寄付金の受入先

銀行名	口座番号	口座名義
伊予銀行 本店営業部	(普)4543631	公益信託愛媛県災害ボランティアファンド 寄付金受入口

寄付金の振込方法

寄付金の振込みは、一口500円以上でお願いします。伊予銀行の各店舗の窓口で、専用の振込用紙を使用した場合は、振込手数料はかかりません。(専用の振込用紙は、県、役場福祉課及び松前町社会福祉協議会にあります)

問い合わせ 愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課 ☎912-2386